

国指定藤前干潟鳥獣保護区

藤前干潟特別保護地区

指定計画書（環境省案）

平成24年 月 日

環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

藤前干潟特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

藤前干潟鳥獣保護区のうち、愛知県名古屋市港区南陽町大字藤高新田所在新川右岸河口を起点とし、同所から同所と庄内川左岸堤防上の点（北緯 35 度 5 分 0.8 秒、東経 136 度 50 分 49.9 秒）とを結ぶ直線を東進し同堤防から西に 50m の距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を南進し汐止ふ頭の西側護岸から西に 50m の距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を南進し空見ふ頭の西側護岸から西に 50m の距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を南進し同護岸上の点（北緯 35 度 3 分 51.7 秒、東経 136 度 50 分 45.7 秒）と海部郡飛島村金岡所在木場金岡ふ頭の北東端とを結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を 726m 西進し海上の点（北緯 35 度 3 分 52.0 秒、東経 136 度 50 分 14.9 秒）に至り、同所から同所と木場金岡ふ頭北側泊地の北端（北緯 35 度 4 分 10.4 秒、東経 136 度 49 分 32.9 秒）とを結ぶ直線を 1,206m 北西に進み同所に至り、同所から同所と藤前海岸堤防と名古屋市港区藤前二丁目と同三丁目の境界線との交点とを結ぶ直線を 686m 北東に進み海上の点（北緯 35 度 4 分 30.3 秒、東経 136 度 49 分 45.0 秒）に至り、同所から同所と藤前海岸堤防上の点（北緯 35 度 4 分 57.1 秒、東経 136 度 49 分 47.9 秒）とを結ぶ直線を北進し同所に至り、同所から同堤防を東進して起点に至る線に囲まれた区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 24 年 11 月 1 日から平成 44 年 10 月 31 日（20 年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当該地域は、伊勢湾奥部に残された唯一の大規模な干潟である庄内川・新川・日光川河口で、ゴカイ、アナジャコ等の底生生物が豊富に生息していることから、当該地域に飛来するシギ・チドリ類、ガンカモ類、サギ類等の渡り鳥の重要な採餌場所となっている。

春秋の渡りの時期及び越冬期には、ハマシギ、トウネン、ダイゼン、オオソリハシシギ、メダイチドリをはじめ、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類のアカアシシギ、ホウロクシギ等の希少種も含む各種シギ・チドリ類が多数渡来し、採餌・休息等の場として利用している。また、冬季にはロシア極東、アラスカ等から多数のガンカモ類が渡来し越冬する。その他、サギ類、カモメ類も多数渡来又は生息し、その中には、絶滅危惧ⅠA類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧Ⅱ類のコアジサシ等の希少種も含まれている。

このように、当該地域は、全国的及び国際的見地から渡り鳥の保護上重要な地域となっており、保護を図るべきと認められることから、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する国指定鳥獣保護区特別保護地区に指定し、当該区域に生息するシギ・チドリ類を始めとする鳥類及びその生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努め、必要に応じて保全対策を講じる。
- 2) 鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場巡視や名古屋市等の関係地方公共団体、関係機関、地元 NGO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。
- 3) 鳥類の生息に影響のない範囲内で、自然観察、環境学習等の場として活用を図る。

3 指定する特別保護地区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 323 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野 — ha
 農耕地 — ha
 水面 323 ha (干潟, ヨシ原, 砂州, 堤防敷等を含む)
 その他 — ha

イ 所有者別内訳

国有地 — ha

{	国有林	{	林野庁所管	— ha	{	制限林	— ha	{	保安林	— ha
			文部科学省所管	— ha		普通林	— ha		砂防指定地	— ha
			国有林以外の国有地	— ha					その他	— ha

{	地方公共団体有地	118 ha	都道府県有地	— ha
			市町村有地	118 ha

私有地等 2 ha
 公有水面 203 ha

ウ 他の法令 (条例を含む) による規制区域

自然環境保全法による地域	— ha	自然環境保全地域特別地区	— ha
		自然環境保全地域普通地区	— ha
自然公園法による地域	— ha	特別保護地区	— ha
		特別地域	— ha
		普通地域	— ha
文化財保護法による地域	— ha		

4 指定する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概況

ア 特別保護地区の位置

愛知県名古屋市及び海部郡飛島村の伊勢湾最奥部に当たる、庄内川、新川、日光川の下流部及び河口干潟を中心とする地域に位置する。

イ 地形・地質等

庄内川、新川、日光川の下流部及び3河川が合流する河口部となっており、潮の干満の差が大きく、干潮時には各河口に大規模な干潟が現れる。

この干潟の標高は、名古屋港基準面+0.7m以上の面積が多い庄内川河口干潟から同+0.7m以下の面積が多い藤前干潟まで場所によって高低差が大きく、地質は、砂質からシルト質まで場所によって差異がある。

水質は、日光川下流部の淡水域以外は、海水又は汽水で、夏期等において貧酸素水塊による影響をまれに受ける。

ウ 植物相の概要

名古屋港基準面+0.7m以上の箇所のうち、常時干出している所には、ヨシ群落、ヨシ・マコモ群落、アイアシ群落が見られる。

海中に藻場の存在は確認されていない。

エ 動物相の概要

鳥類は、シギ・チドリ類、ガンカモ類等の渡り鳥が中継・休息地として利用しているほか、ハヤブサ等の猛禽類も生息している。

干潟には、マキガイ綱、ニマイガイ綱、ゴカイ綱、甲殻綱に属する13種の底生生物が多数生息している。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域は、水面のみであり農林業への被害はない。

また、当該水面は漁業権が設定されていないため水産業への被害はない。

なお、当該地域周辺の市町村においては、カモ類による農業被害がみられる。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、法律第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 鳥獣保護区用制札 | 30本 |
| (2) 特別保護地区用制札 | 2本 |
| (3) 案内板 | 7基 |